

新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）に係る  
社会福祉法人福角会 職員行動指針

社会福祉法人 福角会

## 1 はじめに

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において集団感染が発生して以降、日本国内はもとより世界中に拡大している「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は、今なおその勢いは留まるところを知りません。

令和2年10月中旬以降は首都圏や関西圏等の大都市から、徐々に地方に波及してきた感染拡大の波が、愛媛県にも押し寄せており、これから一段と気温が低下し、空気も乾燥する中、特に年末年始にかけて、クリスマス、大晦日や初詣など、不特定多数の人たちが集まる行事や、普段会えない人たちが再会する機会が多くなり、忘年会や新年会など、飲食や飲酒を伴う会合も増えることから、新型コロナの感染リスクやクラスターの発生リスクが高まる状況となります。そうした中で、私たち福祉施設においては、ご利用いただいている利用児童様の暮らしや大切な命を守っていく責任があります。そして併せて、働く職員の皆様と、そのご家族の皆様の健康な生活を守らなければなりません。

そこで、当会としては、共に働く職員の皆様が、お互いに安心して業務に従事できるよう、これまで皆様方に理事長通知文書によりお示ししました内容等をまとめここに「行動指針」を策定いたします。

## 2 基本的な考え方

- 施設・事業所を利用される全ての方の健康と大切な命を守るために
- ご利用されている方のご家族や地域の方の信頼と安心を守るために
- 感染者及び濃厚接触者等の、人権や個人のプライバシーを守るために

## 3 職員の行動指針

### (1) 衛生・健康管理等

- ①マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による対策を徹底してください。
- ②発熱等の症状が認められる職員は出勤を行わないようにしてください。
- ③検温を習慣化し、出勤前には検温し記録してください。
- ④規則正しい生活（睡眠・食事等）を心がけ、自身の免疫力を高めてください。
- ⑤換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等注意して行動してください。
- ⑥厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び県独自の接触確認システム「えひめコロナお知らせネット」の活用を行ってください。  
(COCOA) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)  
(えひめコロナお知らせネット) <https://www.pref.ehime.jp/h25500/linenet.html>
- ⑦外出については、福角会職員行動レベル（※）で定めた基準での行動協力をお願いし

ます。

特に、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意してください。

また、感染リスクが高まる「5つの場面」①飲酒を伴う懇親会等②大人数や長時間におよぶ飲食③マスクなしでの会話④狭い空間での共同生活⑤居場所の切り替わりにも留意してください。

※福角会行動レベル指標は別添のとおり

(2) 自宅等での過ごし方～同居のご家族様及び帰省者等の対応～

①上記のことについては、自宅等において同居するご家族等においても、同様に守っていただき、共に感染拡大を防止する意識を共有して下さい。

②職員ご本人も含めて県外移動や県外者との交流などの際や同居のご家族の中にはお子様の修学旅行や入学試験等でやむを得ず移動を行わなければならない場合等は以下を遵守してください。

1) 事前に事業所管理者へ報告して下さい。(該当職員の把握を行う為)

2) 県外等から帰省等するまでに遵守してほしい事項として

【帰省2週間前から】家族全員で感染対策を徹底

帰省する2週間前から、帰省する家族全員が感染しないように心がけてください。外出時にはマスクを着用してください。不特定多数が触れるモノには、できるだけ触らないこと。触ってしまったときは、早めに手を洗うかアルコールで消毒して下さい。また、家族など親しい人以外との会食に参加しないでください。

【帰省10日前から】症状がないことを確認する

帰省する10日前から、発熱など風邪症状がないかを確認してください。何らかの症状を認める場合には、帰省をしない等の対応をお願いします。同居する家族の中に症状を認める方がいた場合、家族全員が濃厚接触者であるとの理解が必要です。このため、全員の帰省をしないようにしてください。

3) 帰省後等の1週間は、可能な限り家庭内で距離をおいた生活を行って下さい。

4) 一緒にいるときはマスクを着用して下さい。

5) トイレなど共用スペースはこまめに消毒して下さい。

6) 定期的に部屋の換気を行って下さい。

7) 各自でしっかりと体調確認や行動記録を取って下さい。

8) 帰宅後等において、発熱等の風邪症状や息苦しさ、強いだるさが続く、味覚・嗅覚異常の症状が出てきましたら、すぐに相談窓口にお問い合わせください。

[\(https://ehime-covid19.com/flow/\)](https://ehime-covid19.com/flow/)

③福角会職員行動基準がレベル2及び1(感染縮小期)となった場合において、特に注意していただきたい事項は以下のとおりです。

- 1) 場所の選定は換気や三密に配慮している個室を利用する。
- 2) 会食の人数は、大人数(6人以上)で実施しない。
- 3) 感染症対策(3密)が十分にとられていない施設は利用しない。
- 4) 対面を避けた配席や一定の間隔を確保する。
- 5) 大声での会話や回し飲みはしない。
- 6) 発熱等の症状がある方は、参加しない。

④緊急事態宣言時やこれに準じる時の対応について

海外帰国後2週間を経過していない職員や新型コロナウイルス感染症拡大地域から来県・帰県した本人若しくは同居親族等がおり2週間を経過していない職員については、帰宅後2週間程度の自宅待機をしていただく場合がありますので事前に事業所管理者へ報告して下さい。

なお、その期間は有給若しくは6割の休業補償(総支給の3カ月平均)を行って対応しています。(※対象者は労務課に申し出ておいてください。)

⑤その他

理事長が新型コロナウイルス感染症拡大地域から来県・帰県した本人若しくは同居親族等で感染リスクが特に高いと判断した場合は、必要に応じて以下の対応をお願いします。

※判断基準は、国の感染指標6ステージのうちステージ3以上相当で1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり15人を超えている都道府県からの来県・帰県等

- 1) 医療機関等において抗原検査を受けていただきます。その際その証明書を提出していただきますので事前に管理者に報告して下さい。
- 2) 本部において抗体検査キットを用意しています。検査キットにより簡易検査をしていただきます。その結果については報告していただきますので事前に管理者に相談して下さい。陽性反応が出た場合はかかりつけ医や相談センター等にご相談ください。

※上記の抗体・抗原検査で陰性となった場合においても3(2)②は遵守していただきますようお願いいたします。

#### 4 法人・事業所等の取組指針

(1) 会議・研修等

- ① 施設内で行う業務上必要な会議については、短時間で効率的に行えるよう留意します。
- ② 施設内で会議を行う場合は、参加人数を少数にし数回に分けて会議を行うなどの配慮を行います。
- ③ 施設内での会議を行う場合、リモートを利用するなどし、人の集まる状況を減らす

配慮をします。

- ④ 適宜換気する、座席の間隔をあけるなど、「3つの密（密閉・密集・密接）」に当たらないように配慮します。
- ⑤ 内部研修については、密集しない配席とし、講義が学校形式では30名以上でディスカッションでは20名以上の場合は堀江公民館等の広い会場に変更して実施します。
- ⑥ やむを得ない場合は、パーティションパネル等で飛沫が飛散しない工夫を講じます。
- ⑦ 出張・外部での研修・会議等についても、不要不急のものについては原則自粛いたします。

## (2) 労務管理

- ① 職員の多くは自家用車出勤であることから、原則として時差出勤等の措置は講じません。
- ② 「新型コロナウイルス（COVID-19）に係る特別休暇の取り扱いについて」  
今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、感染者・濃厚接触者等となり、保健所等の指導により出勤を停止するなどした際は、下記の通り「特別休暇（有給）」等で取り扱うことといたします。

また、職員がお子様等のお世話をする場合に対する休暇等の対応として、特に小学校低学年（1年生から3年生まで）のお子様をもつ職員に配慮して取り扱うことといたします。

### <特別休暇の対象の場合>

- 1) 職員本人が感染者となった場合
- 2) 職員本人が濃厚接触者（※1）となり、PCR検査の結果、陰性となった場合
- 3) 家庭内に濃厚接触者がいる場合

※1 濃厚接触者…感染者と同居あるいは長時間の接触があったり、適切な防護なしに感染者に介護・看護の対応をしたりなど、感染者との濃厚な接触が認められ、保健所の指導によりPCR検査を実施した者。

※2 発熱が続くなど体調不良があり、相談窓口・保健所等の指導の下、PCR検査を行い陰性だった場合は、その休業した期間

### <事業所の指示により休業指示をした場合>

- 1) 理事長又は事業所の指示により自宅待機を命じた職員について、当該期間は有給若しくは6割の休業補償（総支給の3カ月平均）を行って対応します。

※対象者は必ず事前に労務課にお申し出ください。

※有給を使用しない場合は、欠勤届の提出が必要です。欠勤届の理由欄に「自宅待機命令により」と記載して下さい。

### <子の看護休暇・介護休暇等の対象の場合>

- 1) 介護休暇の取得

- ・小学校低学年（1年生から3年生まで）のお子様をお持ちで、近隣にご両親等が住まわれていない場合（一人5日間・時間取得可）

- ・ご両親等が高齢でお世話が必要な場合（一人5日間・時間取得可）

2) 子の看護休暇の取得

- ・小学校就学までの子ども（一人5日間・時間取得可）

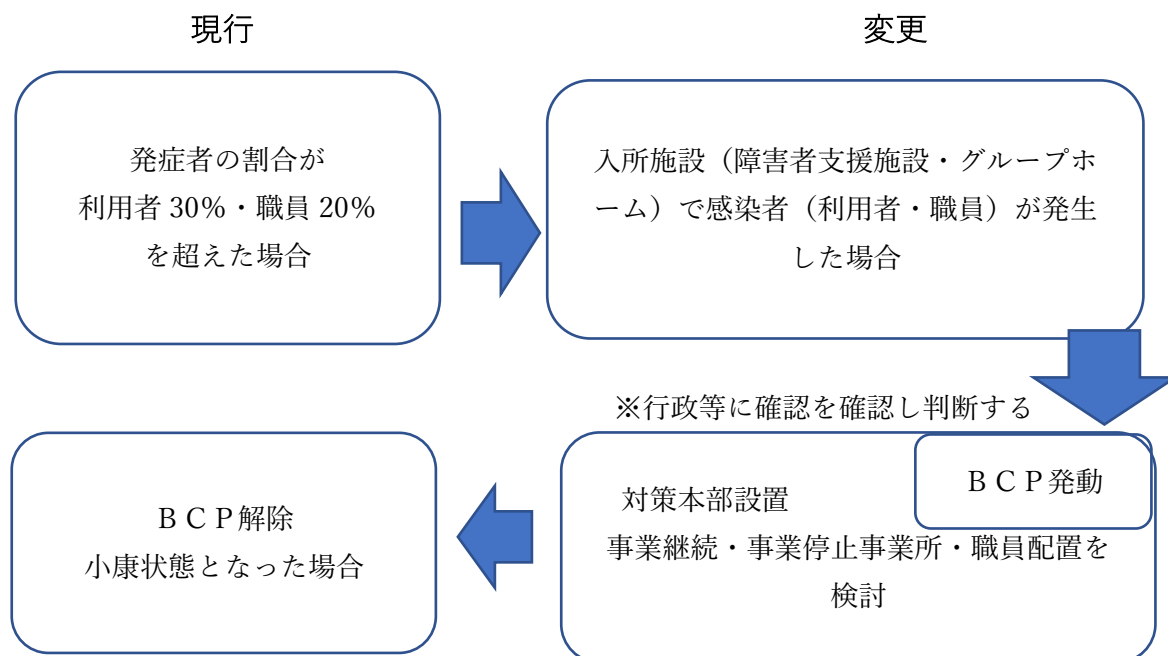
3) 有給休暇の取得

- ・今回の介護休暇・子の看護休暇取得予定者で、5日以上の有給残がある場合は先に有給休暇取得をお願いします。

\*感染者・濃厚接触者・その家族は、保健所の指示にのっとり行動しましょう。

\*インフルエンザ流行期に備えた外来診療・検査体制フローチャート参照（参考資料1）

(3) B C P 発動基準



(4) 入所施設等に感染者が発生した場合の応援事業所（目安）

事業継続事業所	応援事業所
いつきの里・いつきホームズ	ウィズ・みらい・きらきらキッズ・本部
松山福祉園・きずなホームズ	くるみ園・福角保育園
のぞみホームズ	ラ・ルーチェ・堀江保育園

※具体的対応は対策本部で検討する。

5 基本的人権の尊重と個人情報の保護

(1) 感染者及び濃厚接触者について

①感染者及び濃厚接触者となった方は、自身の健康・生命に対する不安や恐怖に加え、

心無い風評などによって罪悪感や疎外感を強く感じています。精神的に大きなストレスを感じながらの隔離された生活は想像を絶するものです。

- ②感染者及び濃厚接触者が身近で確認された場合、感染症の拡大防止対策を講じるとともに、「精神的なケア」を施すことによってその負担を軽減する必要があります。
- ③感染者及び濃厚接触者を、あらぬ風評被害から守ることは、私たちの責務です。

## (2) 個人情報の保護・伝達・共有

- ①正しく、速やかに、必要な情報が伝えられなければ、感染の拡大を防ぐことはできませんが、公開できる個人情報は、プライバシーの保護に配慮されなければなりません。
- ②私たちが業務上知りえた情報であっても、他者に伝達・共有できる情報は、一般に公開されている情報の範囲内でなければなりません。
- ③仮に同意を得た上での情報開示であっても、その情報から他者のプライバシーを侵害する可能性のある情報については開示できませんので、十分に配慮しましょう。

## 6 感染の拡大を防ぐために

### (1) 正しい情報で、正しく恐れる

- ①世界中に感染が拡大している現在、報道の多くは「新型コロナウイルス関連」のもので、テレビやインターネット、SNS 等、様々な媒体で氾濫している情報の中には、当然正しくないもの（デマ等）も含まれます。正しい情報で、正しく恐れていく必要があります。

### (2) 迅速な情報・共有と拡大防止に向けた対応

- ①報告・連絡・相談が、一日遅れただけで感染の拡大は進んでしまいます。できる限り早い段階での情報伝達・共有と迅速な感染拡大防止に向けた対応が必要となります。
- ②身近なところで感染や感染の疑いが確認できた時には、十分に個人情報に配慮しながらも、速やかに管理者又は上司へ報告・連絡・相談をして下さい。

## 7 その他

### (1) 「新型コロナウイルス感染」を身近に感じたら

#### ①体調不良を自覚したら

窓口担当者の指示・助言に従うとともに、内容については管理者に報告して下さい。

#### ②同居の家族等に感染が疑われたら

同居の家族等とは、同居の家族同様に濃厚接触がある方を含めます。同居の家族等に、「感染の疑いがあった場合」には、直ちに管理者または上司に連絡をして状況を報告してください。相談の上、状況により出勤を控えていただくことがあります。

1) 風邪の症状や 37.5℃以上(※)の発熱が 4 日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

例)「同居の祖父が、発熱が続いており、センターに相談したところ検査をすることとなった」

2) 同居の家族等の職場や学校等に、「感染者・濃厚接触者が確認された場合」も同様に報告して下さい。相談の上、状況により出勤を控えていただくことがあります。

例)「同居する娘の、勤務先の同僚が、濃厚接触者として検査しているようです。」

例)「同居する息子の、学校の隣のクラスから陽性者が出て、隣のクラスは対象者として検査しているようです。」

### ③身近なご家族等が感染者・ご自身が濃厚接触者となったら

直ちに施設長等へ連絡をし、状況を報告して下さい。当面は自宅待機となり、保健所等の管理指導の下に、指示に従っての対応となります。

例)「同居する娘の、勤務先の同僚から陽性者が出て、娘が対象者として検査します。」

例)「同居する息子の、学校のクラスから陽性者が出て、クラス全員対象者として検査しています。」

例)「同居する息子の同じ部活動、または一緒に登下校する友達が陽性者で活動や行動を共にしていました。」

1) 時間が経過するにしたがって状況が変わっていきます。可能な限り、電話・メール等で状況報告をして下さい。

2) PCR 検査の結果、感染が確認された場合は、2 週間程度さかのぼっての行動履歴など、保健所の聞き取りに対しては、できる限り正確に、誠実に対応して下さい。

3) 一般に公表する職種等の内容については、自身が同意できる範囲で構いません。施設・事業所名などの公表については、当会としてはすべて公表に同意していません。

## (2) 最後に

敵はウイルスです。職員の皆様におかれては、人を非難するのではなく、想像力を働かせ、冷静なご判断と思いやりの心をもって、

1つ、うつらないよう自己防衛！

2つ、うつさないよう周りに配慮！

3つ、習慣化しよう3密回避！

という感染回避行動を日常化していただきますようお願いします。

今後とも、法人では正確な情報の提供と速やかな情報共有に努めますので、全職員が新型コロナに正しく向き合い、正しく恐れ、正しく行動することを心掛けていただきますようお願いします。



附則

この指針は、令和2年12月18日から施行する

## 福角会としてのレベル設定の考え方

福角会の全職員・利用児者が、法人内での新型コロナウイルス感染を防ぐためには、国内・県内地域がどのような状況なのか、また、職員等が日常生活を過ごす上で、何を自粛しないといけないのかを認識するために、国、愛媛県等の判断基準を参考に、福角会独自の注意喚起のためのレベルを設定し、共通認識を持って対応していこうとするもの。

下記の注意喚起レベルについては、社会情勢を見極めながら、都度、理事長がレベル決定をし、職員等に周知をする。

福角会レベル		愛媛県レベル	レベル決定の目安
レベル 0	通常	通常	
レベル 1	予防	感染縮小期	国内で感染症等が新たに発生した状況で、基本的な予防対策が必要な時期 (県の内容)外出自粛は要請なし。県外等への出張自粛要請なし。イベント実施。休業要請は感染状況を見て実施。面会等可。感染予防対策の徹底。
レベル 2	注意		県内で感染症等が新たに発生する状況で、十分な予防対策が必要な時期
レベル 3	警戒	感染警戒期	県内で複数の者の感染症等が発生している状況であり、また、福角会関係者にも感染する危険が迫っている状況であると考え、より徹底した予防対策が必要な時期 (県の内容)県外や3密の場への外出自粛。イベント開催は50人以内。感染拡大地域への出張自粛。休業要請は条件付きで緩和。面会等は自粛。
レベル 4	危険		福角会関係者に、感染する危険が相当高まってきたと判断した時期 (県の内容)県内外外出自粛。人が集まることは推奨しない。県外への出張自粛。業種を特定して休業要請。面会等は禁止。
緊急事態	感染発生	感染対策期	感染者が発生したため、施設の利用制限・休止になることや、クラスター(集団感染)への対応等の緊急事態となり、沈静化に向け長期的に徹底した取組を行うための非常時の業務体制になる状態

## 基本的な意識：ウイルスを持ち込まない！拡げない！持ちださない！

福角会 レベル	愛媛県 レベル	外出	日常生活					趣味					飲み会	交流		旅行			冠婚葬祭	
			コンビニ	スーパー	病院	散髪	外食	カラオケ 音楽(717)	パチンコ	ショッピング	屋内 スポーツ	屋外 スポーツ		特定警 戒地域 (※)	県外者	県内	県外	海外	結婚式	葬式
0 通常	解除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	注	◎	◎	注	注	◎	◎
1 予防	感染 縮小期	○	○	○	○	○	注	○	○	○	○	注	厳重 注意	○	○	厳重 注意	厳重 注意	○	○	
2 注意		注	○	○	○	○	注	注	注	注	○	厳重 注意	厳重 注意	注	注	×	×	注	注	
3 警戒	感染 警戒期	注	○	○	○	注	注	×	×	注	注	注	×	×	×	厳重 注意	×	×	注	注
4 危険	感染 対策期	厳重 注意	厳重 注意	厳重 注意	厳重 注意	厳重 注意	×	×	×	×	厳重 注意	×	×	×	×	×	×	×	厳重 注意	厳重 注意

「○」であっても、基本的な意識を忘れないこと！

困ったら管理者に相談すること！

「注」は、特に3密を避けて行動すること！

「厳重注意」は、かなり気をつけて行動すること(自粛を含む)！

「同居親族」についても協力依頼

※特定警戒地域(現在感染拡大地域)  
(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・  
兵庫県・北海道・愛知県)

※利用者偏の事業所記載以外の利用者については、本目安を参考にして下さい。

感染発生

緊急事態!!



# インフルエンザ流行期に備えた外来診療・検査体制

新たな体制には 11月16日(月) から移行。

